



第2章 基本構想

1 仙北市の概況

(1) 地勢・歴史

仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域です。

ほぼ中央に水深が日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けています。地域の約8割（892.05平方キロメートル）が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっています。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下を下回る厳しい寒さですが、地域の南北間では気候、降水量とも差があります。

総面積は、1,093.56平方キロメートルで、秋田県全体の9.4パーセントを占めています。

田沢湖一帯や西明寺地区からは多くの石器や土器が出土し、堅穴住居跡なども発見されています。また、角館でも多くの縄文時代の遺跡が確認されていて、当地域には古代から狩猟や農耕を営む人びとが住んでいたことがわかります。

鎌倉時代の安貞2年(1228年)、戸沢氏が西木町門屋に城を築き、応永年間(1394～1428年)頃より勢力を増し、応永30年(1423年)には角館の小松山に館を置き、その北東側に城下町を築きました。安土桃山時代、戸沢盛安の時には、豊臣秀吉から角館の地に4万4千石の大名として認められています。慶長7年(1602年)戸沢政盛の時、関ヶ原の戦いの功績で譜代大名に格上げされ、常陸へ（後に新庄へ）移るまで約400年に渡りこの地域一帯を治めました。

江戸時代に入り、関ヶ原の戦い後の大名配置換えで角館にはかつて会津の雄であった名族芦名義勝（佐竹義宣の弟）が佐竹氏より1万5千石を与えられ治めることになりました。芦名氏は一国一城令前に古城山の南側に新しい城下町建設に取り組みましたが3代で断絶してしまい、その後佐竹義隣（佐竹北家）が所預として入部しています。佐竹氏は幕藩体制の終わる明治まで、11代200年余りにわたり当地域を治めました。この間、田沢湖の水を利用した新田開墾や林政改革も行われ、また、馬産地の形成が進むなど産業も大きく前進しました。

明治22年の市制・町村制の施行により、生保内村、田沢村、神代村、角館町、中川村、雲沢村、白岩村、西明寺村、桧木内村の1町8村が生まれました。

昭和の大合併では、昭和30年3月に角館町、中川村、雲沢村、白岩村が合併し「角館町」が、昭和31年9月には、生保内町（昭和28年町制施行）、田沢村、

神代村が合併し「田沢湖町」が、西明寺村と桧木内村が合併し「西木村」がそれぞれ誕生しました。

平成の大合併では、平成17年9月20日に田沢湖町、角館町、西木村が新設合併し「仙北市」が誕生しています。

(2) 人口、世帯等

平成22年の国勢調査によると、人口は29,508人で、前回調査の平成17年より7.2%、2,300人の減少となっています。また、総世帯数も前回調査の平成17年より4.2%、433世帯の減少となっています。昭和55年以降の推移をみると、人口・世帯数とも昭和55年をピークに減少しています。

年齢3区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は33.6%（秋田県:29.6%）で、平成17年の前回調査より2.8ポイント増加の9,927人となっています。

また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.7%（秋田県:11.4%）で、前回調査より0.5ポイント減少の3,179人となっています。

秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者の占める割合は秋田県の平均を上回っています。

(3) 産 業

産業規模についてみると、本市就業者の合計は平成22年の国勢調査によると13,909人で、産業別では第一次産業1,883人(13.5%)、第二次産業3,556人(25.6%)、第三次産業8,470人(60.9%)となっています。

このうち、農業については総農家数1,848戸、工業については事業所数63事業所、従業者数1,598人、製造品出荷額154億5千万円、商業については商店数481店、従業者数2,009人、年間商品販売額355億2千万円となっています。

また、観光客については、平成26年には年間約514万人が本市を訪れています。平成17年(613万人)と比較して、99万人、16.2ポイント減少しています。

(数値:2010年農林業センサス、平成19年工業統計調査、平成19年商業統計調査、平成26年仙北市観光課調査より)

(4) 財政状況

仙北市の平成26年度地方財政状況調査（普通会計ベース）では、歳入総額192億6千7百万円に対し、歳出総額は187億7千2百万円で、翌年度に繰越すべき財源を差引いた実質収支は3億7千5百万円の黒字となっています。しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が91.2%となっており、硬直化した財政状況になっています。

また、地方債残高は平成26年度末が208億3千万円で、標準財政規模126億4千4百万円の1.65倍、実質公債費比率が13.1%（起債制限比率8.8%）となっており、地方債の償還が大きな財政負担となっています。地方債の償還のピークは平成23年度でしたが、地方債発行を伴う建設事業として新庁舎建設を検討していることから、引き続き公共事業等の適債事業の精査等による対策を講ずる必要があります。

その一方で、積立金残高は財政調整基金を含めて、取崩し可能な基金残高は平成26年度末で40億3千1百万円となっています。今後も財政運営は厳しい状況と言わざるを得ません。

厳しい財政状況の中で、限りある財源を市民サービスの向上に有効に使うために、徹底したコストの削減や事業内容の見直しを行い、費用対効果の行政評価を早期に導入するなど行財政改革を推進し、創意と工夫をこらしながら適切な行財政運営に努める必要があります。

(5) まちづくりアンケート調査結果の概要

仙北市総合計画を策定するための基礎資料とすることを目的に、平成27年2月9日～2月24日に市民2,500人（全世代18歳以上の男女2,300人、若者・子育て世代18歳～30歳代までの男女200人）を対象としたまちづくりアンケート調査を実施しました。

（実施期日：平成27年2月、回収率、全世代：48%、若者・子育て世代：25%）



【希望する市の将来像と取り組むべき施策】

定 住 対 策	<p>全世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療、救急医療体制の整備 (23.4%) ・ 雇用環境の整備 (22.2%) ・ 企業の育成と企業誘致の促進 (14.6%)
	<p>若者子育て世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用環境の整備 (24.6%) ・ 地域医療、救急医療体制の整備 (21.3%) ・ 子育て支援と保育体制の充実 (19.9%)

観 光 振 興	<p>全世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光誘客体制の整備と観光資源の掘り起こし (19.5%) ・ 国道や県道、生活道路の整備 (14.8%) ・ 地域ブランドの形成 (14.8%)
	<p>若者子育て世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光宣伝の強化 (18.4%) ・ 地域ブランドの形成 (16.6%) ・ 観光誘客体制の整備と観光資源の掘り起こし (16.4%)

産 業 連 携	<p>全世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業の六次産業化 (19.4%) ・ 観光産業と他産業との連携 (15.0%) ・ 特産品、加工食品の開発 (13.4%)
	<p>若者子育て世代の中で希望が多かったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品、加工食品の開発 (15.8%) ・ 活力ある商業の振興 (15.1%) ・ 観光産業と他産業との連携 (13.5%)

2 仙北市の人口見通し

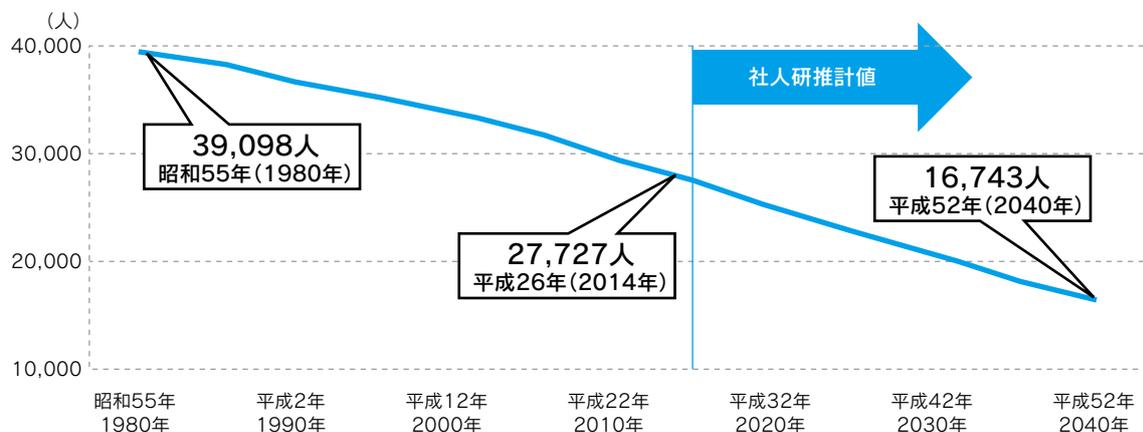
(1) 人口

①総人口

本市における総人口は昭和55年（1980年）の39,098人から減少を続け、平成26年（2014年）には27,727人となっており、平成17年（2005年）以降、年換算の人口減少率が1%を超えるなど、人口の減少が進んでいます。

また、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成52年（2040年）の本市人口は、16,743人と推計されています。

図表1 本市人口の推移



②年齢3区分別人口

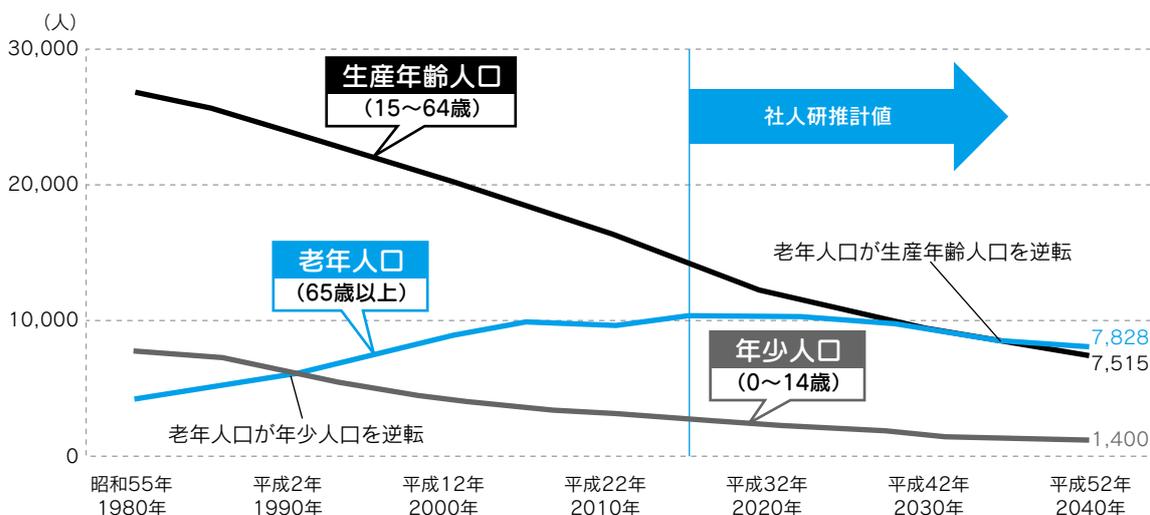
年齢3区分別人口についてみると、年少人口（0～14歳）は平成22年3,179人から平成32年2,383人、平成42年1,767人、平成52年1,400人となり、構成比率も平成22年10.8%から平成52年8.4%へと減少することが推定されます。

生産年齢人口（15～64歳）については年少人口（0～14歳）と同様の減少傾向を示し、平成52年の構成比率では44.9%（7,515人）になるものと予測されます。

老年人口（65歳以上）については高齢化の進展に伴って増加することが見込まれ、平成32年の構成比率では42.1%（10,575人）、平成42年の構成比率は45.6%（9,433人）、平成52年の構成比率は46.8%（7,828人）と予測されます。

年齢3区分別人口割合を比較すると、年少人口割合が低下し、平成32年（2030年）に全体の1割以下になる一方、老年人口の割合が増加し、生産年齢人口を逆転することが予想されます。

図表2 年齢3区分別人口の推移



③ 目指すべき将来人口

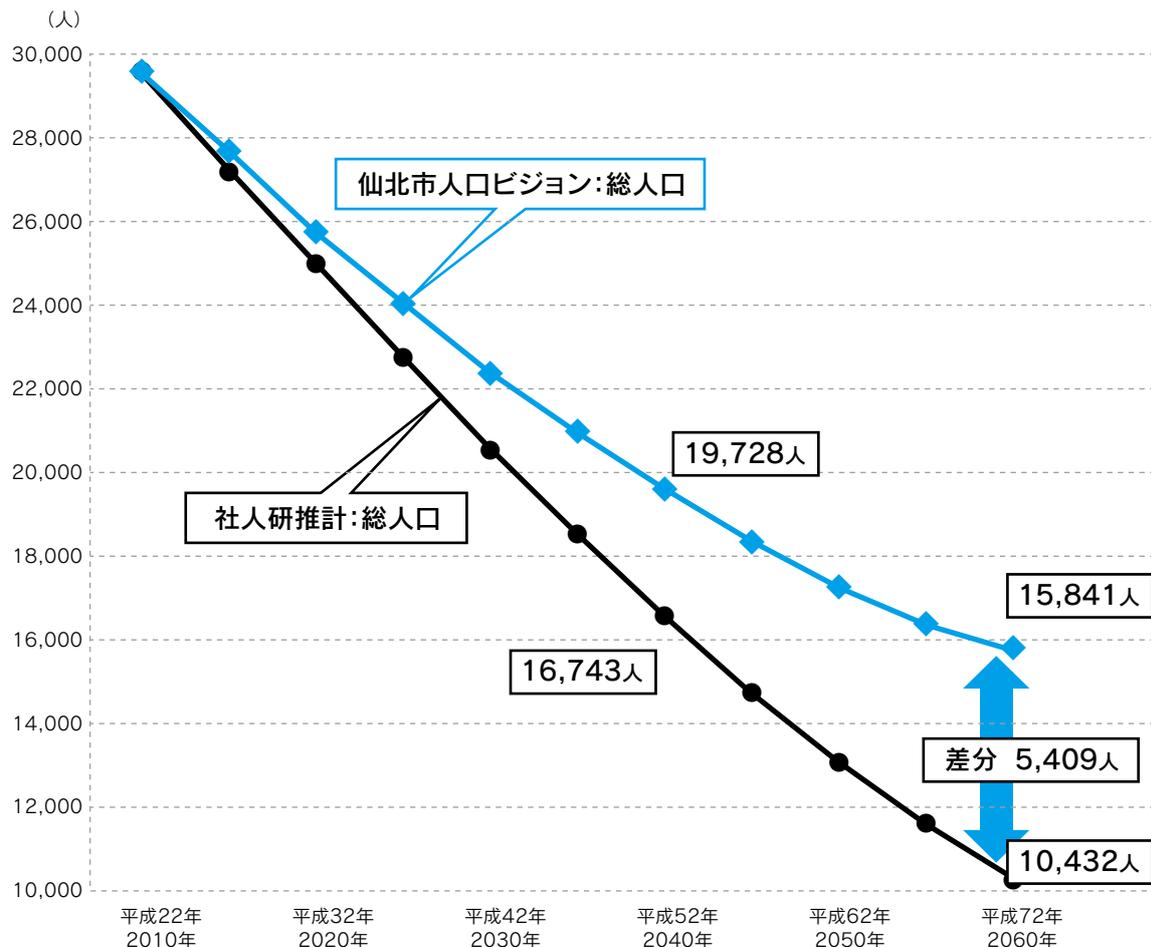
社人研推計では、平成72年(2060年)には10,432人まで減少する推計となっています。(図表3)

本市では、仙北市人口ビジョンで平成72年(2060年)の目指すべき将来人口を15,841人と決めました。

本市の人口減少に対する仙北市総合戦略等の施策による効果が反映され、合計特殊出生率と純移動率が仮定値(※)のとおり改善されれば、社人研推計と比較して平成72年(2060年)には、5,409人分の人口減少に対する抑制効果を見込んでいます。



図表3 人口の長期的見通し

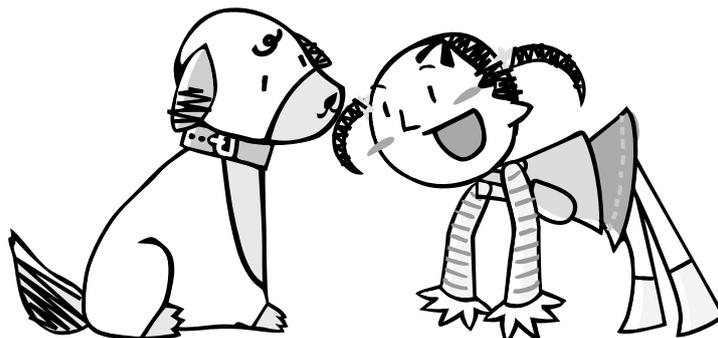


※出生率の仮定

平成32年に1.6、平成42年に1.83(国民の希望出生率)、平成52年に2.07(人口置換水準:人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率水準)を達成し、以降は一定と仮定

※純移動の仮定

平成27年~平成47年にかけて、純移動率を概ね1/2ずつ縮小させ、平成52年以降は、転入、転出が均衡し人口移動が無いと仮定



3 仙北市の特性と課題

本市は、肥沃な耕地と豊かな緑や清流に恵まれた自然環境を有し、これを活かした田園からは多くの農産物が生産されています。

また、安心して暮らせる生活環境の整備を推進し、自然環境と調和した発展をとげてきました。

さらには、秋田新幹線や秋田内陸縦貫鉄道、国道46号・105号・341号が交差する交通の要衝であり、重要伝統的建造物群保存地区に選定された角館の武家屋敷通り、国指定天然記念物に指定されている角館のシダレザクラ、乳頭温泉郷をはじめとする多くの秘湯、高山植物の宝庫とされる秋田駒ヶ岳、西木のカタクリ群生地などのほか、歴史と緑豊かな里山、豊富な観光資源等があり、地域の特性を活かした発展の可能性が多く秘められています。

こうした発展の可能性を踏まえ、まちづくりを進めるうえで、次のような課題があげられます。

(1) 人口減少と少子化・高齢化に対応したまちづくり

地域における人口減少と少子化・高齢化に対応するため、地域振興や活性化対策の推進による就業機会の創出を図るとともに、子どもを安心して生み育てられる環境整備やその支援、教育環境の拡充、地域コミュニティの維持などが必要になります。

特に年少人口（0歳～14歳）の減少については、平成26年度2,834人（10月年齢別人口調べ）に対し、平成52年度には1,400人（国立社会保障・人口問題研究所推計）まで減少する予測となっていることから、減少率を抑える取組が急務となっています。また、健康で活力ある住民生活を確保していくためには、身近な生活地域から広域的な生活圏域に至るサービスの総合的・一体的な連携による保健・福祉・医療の充実を図ることが必要となります。

(2) 定住と交流・連携のまちづくり

定住と交流・連携によるまちづくりを行うため、各地とつながる交通の要衝としての特性を最大限に活用しつつ、長期的・広域的な視点に基づいた適正な土地利用、地域間の連携や交流を促す安全で快適な道路・交通網の整備、高度情報通信ネットワーク社会の構築に努めることが必要となります。

また、雪や災害等に強いまちづくりを一層進め、新たな定住と交流を促し、便利で安全かつ魅力的なまちづくりに取り組むことが必要となります。

(3) 新たな産業振興の方策に基づくまちづくり

若者や高齢者も就業の機会に恵まれたいきいきとした地域にしていくため、自然環境を活かした魅力ある農業の振興、恵まれた自然や多彩な地域資源と産業の融合が図られた観光の振興、地域に根ざした個性ある商業の振興、既存企業の育成・支援や工業団地への企業誘致、起業支援による新産業の創出など、就業の場の確保を念頭に置いた新たな産業振興方策に基づくまちづくりが必要となります。

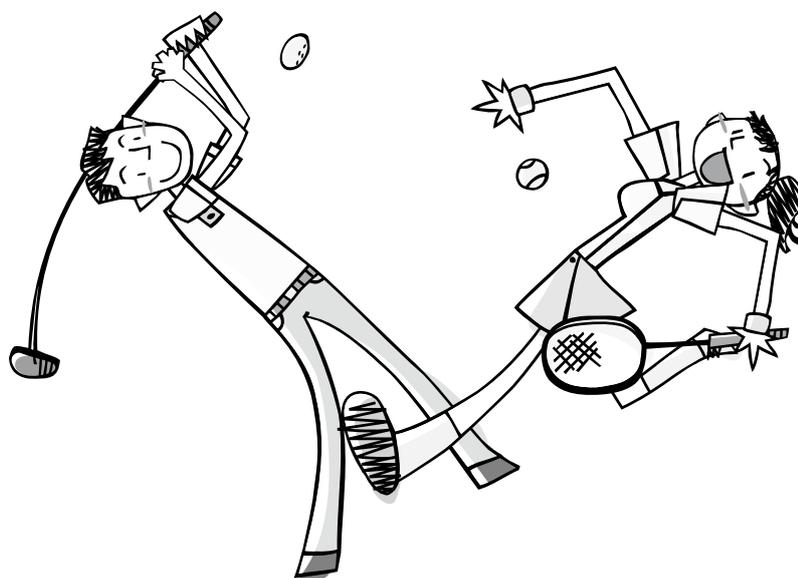
(4) 心豊かな暮らしのまちづくり

一生涯にわたり健康で文化的な生活を送れるよう、身体・心の健康はもちろん内面においても健全であることを意識し、生活の充実感が満たされた心豊かな暮らしのできるまちづくりが必要となります。

(5) 市民参画と行政サービスの充実したまちづくり

人口減少、少子化が進むなか、地方創生により地方がより主体的なまちづくりを行うことが求められています。そのため、市民、地域運営体、NPOなどとの協働による元気なまちづくりを推進し、真の豊かさを実感できる地域づくりを進める必要があります。

また、多様化する行政需要への対応や市民サービスの一層の向上と充実に向けて、自治体運営の効率化、高度化を図るとともに、行政組織の拡充を図り、市全域にわたってバランスのとれたまちづくりが必要となります。



4 仙北市の基本理念・将来像と基本目標・施策

(1) 仙北市の目指すまちの基本理念と将来像

本市におけるまちづくりのテーマは、地域住民と行政の協働のもとで、地域の特性や機能を十分に発揮することにより、産業が活性化し、都市的機能や行政サービスの充実向上が図られ、一人ひとりが生活の豊かさを実感できる新都市の創造にあります。

まちと自然が調和し、機能を高めるとともにさまざまな交流活動の促進を図り、新しい魅力と活力を創造していくため、次の基本理念のもと、本市の特性をいかしたまちづくりを推進していきます。

まちづくり基本理念

健やかに美しく輝くまち

まちづくりの基本理念のもと、仙北市のまちづくりにおける目指す将来像を次のように設定します。

将来像

「小さな国際文化都市」
～市民が創る誇りあるまち～

—将来像イメージ—

前総合計画の将来像「観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして」の考えを継承し、本市にある人材、自然、産業、生活、文化などさまざまな有形無形の素材をさらに磨き上げることにより、国内はもとより国外から訪れる人々をも魅了するまちにステップアップしていこうという考えです。

それだけの素材は本市にふんだんにあり、自信を持ってその豊かさを大事にし、活用していくことが将来像の実現につながっていきます。

(2) 基本目標・施策大綱（まちづくりの目標）

本市の将来像「小さな国際文化都市」～市民が創る誇りあるまち～を実現するため、次の8つのまちづくり基本目標を施策の基本的方向とします。

また、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、各基本目標に基づく施策大綱を定め、事業の計画と実践を積極的に展開します。

- ①創造性あふれる産業が息づくまち《産業振興》
- ②人が輝き安心して暮らせるまち《生活安全》
- ③優しさにあふれ健やかに暮らせるまち《健康福祉医療》
- ④自然と調和した潤いある暮らしを実感するまち《環境土地利用》
- ⑤個性豊かな心を育むまち《教育文化》
- ⑥誇りある暮らしをつなぐまち《移住定住》
- ⑦新たに創るゆめのまち《地方創生》
- ⑧みんなが主役協働のまち《住民参画交流》



(3) 目標達成のための施策

基本目標 1

創造性あふれる産業が息づくまち

《産業振興》

1) 活力ある農業の振興

肥沃な土壌による高い生産性を生かし、安全でおいしい農産物の生産拡大を図ります。

また、農業生産性の向上や生産コストの低減を図るため、大区画圃場等の農業生産の基盤整備を推進するとともに、担い手層を拡大し農地の集積を促進します。

さらに、環境にやさしい農産物生産のため、水稻・畜産・野菜・花き等、それぞれに特色ある地域複合農業を促進します。

地場農産物等を活用した加工品開発や販路開拓への支援等により、新たな付加価値を生み出す農林漁業の6次産業化を促進します。

2) 畜産の振興

米に次ぐ複合経営の重要な一部門と位置づけ、将来も持続的に発展するためには、飼養管理技術や経営管理の向上、機械化による労働軽減、生産コスト低減を図るとともに、経営感覚に優れた意欲的な大規模経営体の育成を強化します。また、公共牧場として主要な役割を担っている大覚野牧場は、計画的な草地更新や施設整備を行い、肉用牛生産基地としての機能を強化するほか、県内最大規模の大規模肥育牛団地「秋田仙北夢牧場」が本格的な稼働となり、同牧場に対して、地域の稲作農家から粗飼料（新規需要米）の供給が始まりました。今後はさらに利用の拡大に繋がるものと期待されています。

また、畜産環境総合整備事業により、堆肥処理施設整備を計画し、畜産由来の公害を未然に防止するとともに、生産される良質堆肥を耕種農家に供給する資源循環型農業を推進します。

3) 経営能力に優れた多様な経営体の育成

農産物の産地間競争は情報網の発達により、今や国内に限らずグローバル化していることから、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人等の経営能力に優れた多様な地域農業の担い手の育成を支援するとともに、後継者の育成・確保に努め、農業と農村の持続的な発展を図ります。

また、効率的かつ安定的な農業経営を確立できる施策を行うとともに、農業経営を生産活動のみに限定しない、農業と食品産業、農業と観光や交流ビジネス

ス等と結びつける多様な農業経営を推進して、魅力ある営農活動を支援します。

地域の中心となる農業者へ農地を集約し農業経営の安定化を図るとともに、集落営農や農業生産法人の組織化を促進します。また、生産・経営指導や農地の確保、農業機械の導入や施設の整備等への支援策を拡充し、新規就農者の育成や異業種からの農業参入を促進します。

4) 土地改良の推進

農業の生産性の向上や産地づくりと一体となった水田の大区画化や排水対策、地下かんがい施設等、土台となる生産基盤の整備を重点的に推進します。

農山村地域の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、農業生産活動の継続や農地・農業用施設等資源の適切な管理により、豊かな自然環境を地域で守り継ぐ維持・保全活動を推進します。また、地震や多発する水害、土砂災害等から生命と財産を守るため、ため池の防災・減災対策や老朽化対策のほか、農地・農業用施設の適正な維持管理、計画的な更新や長寿命化対策を実施します。

過疎化・高齢化が進む農村地域の再生には、多様な主体が参画する地域活動や地域間交流が重要となります。そのため豊かな自然や美しい景観、食文化などの地域資源をフルに活用した活動や情報発信、それを担う人材育成等、地域が主体となった活力ある農山村づくりを進めます。

5) 農産物のブランド化と産地づくりの推進

地域の特性と伝統をいかしながら、有機資源を有効に利活用し、農産物や加工農産物のブランド化を図り、産地化を推進します。

また、地域一体で食育を進めながら、安全な地域農産物の地産地消を推進するために、学校給食・ホテル・旅館・地元量販店等への供給拡大と直売所の整備や充実を図ります。地元消費者の情報ネットワークについては、広域的な流通経路を構築し、特色あるせんぼく農産物の地域外への供給を促進します。

本市の重点作物であるアスパラガス、えだまめ、ほうれんそう、しいたけなどの野菜や特用林産物、ダリア、りんどう、菊など、花きの生産拡大を図り、県の戦略作物である大豆や市独自にそばなどの土地利用型作物の確立に努め、情報発信を強化します。このほか生産行程等の情報提供など、安全な食の供給体制の整備に努め、地産地消の推進とともに、伝統食などの食文化の継承や情報発信に取り組みます。

6) 豊かな森林資源の整備と活用促進

本市の森林面積の約3割を占める民有林（私・公有林）の活用と計画的な森林整備により、効率的で生産性の高い林業経営を促進するとともに、特用林産物等の生産振興に努めます。

森林の再生・整備を図るため、木材産業関連事業者等と連携し、公共施設等における仙北産木材の利活用を拡大するなど、供給の安定化や流通体制の確立に努めます。

林内道路の整備や高性能の大型林業機械の導入により、森林施業の省力化・低コスト化を推進するとともに、商品価値の高い木材を生産するための長伐期施業を進めます。

また、林業を守り抜くため林業従事者の育成を支援するとともに、後継者の確保に努め、林業の持続的な発展を図ります。

7) 雇用・労働の確保

本市の経済を支える主要産業の観光業や農林業をはじめ、商工業の活性化に取り組みます。また、地方創生特区関連事業による地元企業とのマッチングによる起業と近未来産業との連携により新たな産業創出を図ります。

また、柔軟な発想を活かした起業への支援を通し、多様な雇用の場、働き方の創出を図るとともに、地元生産物を活用した6次産業化を促進させ、雇用の確保につなげます。

8) 工業振興及び企業立地の推進

工業団地造成の検討や、地元の素材、環境、産物を活用した産業の創出支援に取り組み、新たな雇用の場を創設・構築していきます。

また、企業の新製品開発力と技術水準の向上を図るために、人材育成や同業種、異業種などの企業間交流を支援します。

さらに、若者やUターン者などに対し、就職情報の提供を行うとともに豊かな自然環境、恵まれた教育環境、ゆとりあるライフスタイルのPRによる定住者の増加を図り、産業の振興と活力に満ちた地域づくりを旨とします。

高度技術産業や試験研究開発機関など付加価値の高い都市型産業を誘致することにより、地域資源を活かした企業の新設や地場企業の強化・高度化を図り、産業の競争力を高めます。

9) 商業の振興

地域経済分析システムによると、本市には平成24年時点で1,241社の企業が在ります。地域産業の活性化と新たな雇用創出を図るためには、現在の地域経済を支えている既存企業の継続・発展はとても重要な要素となっています。

既存企業の事業継続・発展に向けた経営体質強化への取り組みを支援し、廃業率の抑制を図ります。さらに、産学連携による企業の技術力・開発力の向上への取り組みを支援するとともに、既存企業が直面している高度情報化の進展や後継者の不足といった問題に対応できるよう、経営体質の健全化・経営基盤の強化を促進します。

豊富な観光資源を有する立地を活かしたイベント等による魅力ある商店街づくりを支援し、大型店やその他商業施設との共存を図ります。

また、地元消費の拡大と地域の活性化を図るため、創意工夫のまちづくりを進め、消費者ニーズに対応した特色ある商業活動を支援します。農産物・特産品などの販売に加え、地域のさまざまな情報発信の拠点となる農産物直売所づくりに取り組み、多くの人を呼び込み、「地消地産」の地域内経済循環の活発化を目指します。

さらに、地域密着型の商店や工場などの事業所に対し、インターネット上で物産等の販売を行うバーチャルショップなどの情報網へのアクセス促進や経営ノウハウの提供をはじめとする振興策を実践します。

10) 観光の振興

イベントや各種広報媒体等を通じて本市の認知度をアップさせるとともに、国内外からの誘客を拡大するため、ホームページ等を活用した情報発信体制を強化します。また、本市の食と飲食店などとの融合化を図り、食を利用した誘客活動に取り組みます。周辺自治体や関係都市と連携し、多様化するニーズに的確に対応することにより、国内外への受け入れ体制の整備を強化し、田沢湖・角館・西木各エリアが一体となったトータルブランド戦略を推進することで、仙北ブランドの醸成を図ります。

圏域を越える多彩な広域観光ルートを設定するとともに、「オール秋田」体制による観光の振興を目指し、県内各地と一体となった誘客促進に努めます。

伝統工芸や文化を堪能できる仙北ならではの滞在型プログラムを提供します。

海外からの旅行者の増加に対応するため、まちなかにおける情報インフラの整備・充実や各種発信媒体の多言語化、手つかずの自然を活かした外国人誘客に取り組みます。

市民や事業者が、仙北の歴史や文化を学ぶ機会を提供し、来訪者へのもてなしの心を醸成します。

11) ツーリズムの推進

旅行に対するニーズの多様化が進んでおり、さまざまな旅行形態の展開が全国的に図られているなか、本市では農家民宿を核としてグリーンツーリズムへの取り組みが進展してきており、国内旅行者のみならず外国人旅行者の取り込みや交流にまで拡大しています。

こうした取り組みをさらに進めるとともに、教育旅行等のツーリズム分野やエコツーリズム、ヘルスツーリズム等の地域の保有資源と結び付いた新たな提案型ツーリズムによる旅行スタイルの定着化にも取り組みます。

併せて、インバウンド観光の取り込みについても、2020年の東京オリンピックを控え多くの外国人が日本を訪れることから、より一層の取り込みを行います。

12) 新地域産業の振興及び起業支援の強化

市民のアイデアと地域の人材を活用した生活の支援や地域社会への貢献を行うコミュニティ・ビジネスの創業を支援し、就業機会の拡大を図ります。

また、インターネットを活用した物産販売を行うバーチャルショップなど、ITを活用した企業活動の支援を進めます。

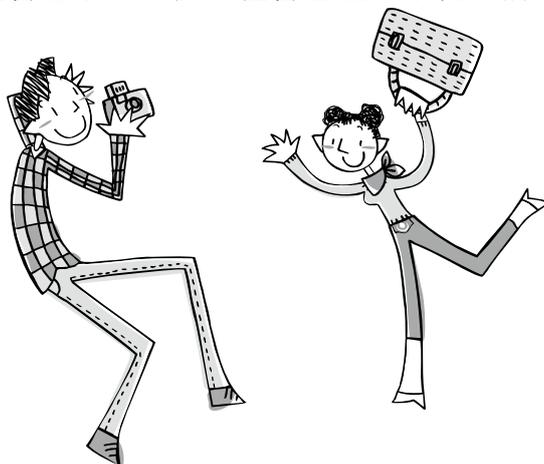
新産業の創出を目ざし、ベンチャー企業などの起業を総合的に支援するとともに、ICT分野等における地場産業と先端技術の融合を目ざし、人的ネットワークを構築します。

さらに、産業間の情報交流・連携強化によってベンチャー事業や起業を支援し、新たな産業振興を図ります。

産学官連携の下、既存の分野のみならず、先端的な分野を含めた多様な専門家や著名人を集め、交流を促すネットワーク拠点としての機能強化を図ります。

地場産業を発展させる新産業の創出に努めるなど、起業家やクリエイター等のビジネスチャンスが広がる環境を整えます。

また、産業振興にあたっては、仙北市産業振興基本条例の基本理念に基づき、事業者の自主的な経営意欲の助長、経営基盤の強化、活力ある地域経済成長等を推進します。



13) 物産の振興

海外への販路開拓につながる創意工夫に富んだ企業が数多く育つよう、本市の伝統工芸とその技術を活かした高付加価値の商品開発や職人氣質に根ざしたものづくり産業を振興します。

伝統工芸の後継者と技術を保護するとともに、外国人観光客へ伝統工芸品文化を体験できる仕組みづくりを整え、産業振興とあわせ販路拡大を図ります。

工芸の職人や作家、経済人等との国際的な連携を促すとともに、国内外から多くの人が集うまちを目ざします。

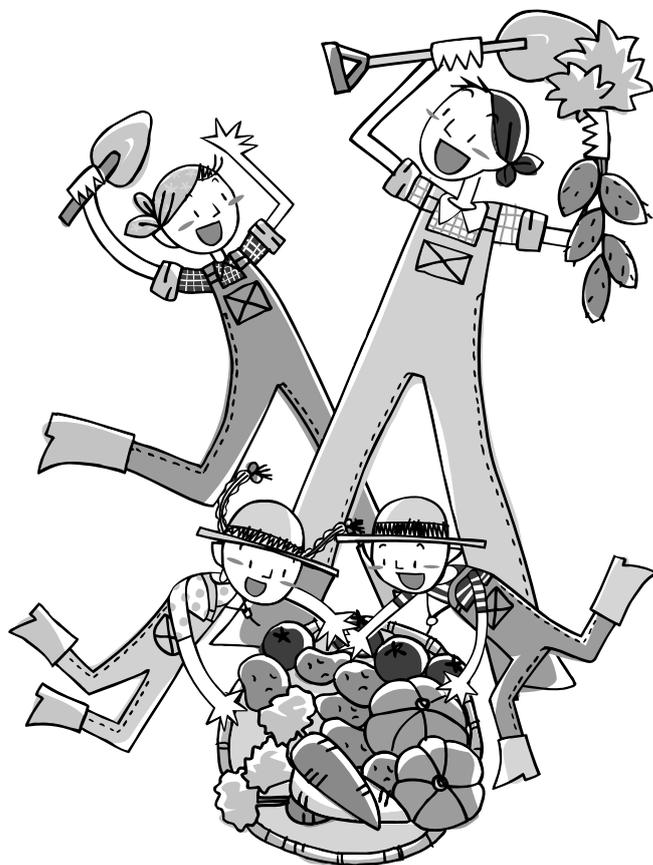
「西明寺栗」「生保内タケノコ」や「殿様あゆ」等に代表される既存の食ブランドの普及拡大を図るとともに、特産加工品、料理メニューの新規開発の推進による新たな地域ブランドの確立を目ざします。

また、「山の芋鍋」「御狩場焼」などの郷土食について、ご当地メニューとしての認知度を広げます。

14) 中山間地域及び耕作放棄地有効活用

新規就農者や移住定住による新規従事者を確保するため、無償での農地貸出制度や賃貸・取得に係る下限面積の緩和などに取り組みます。

耕作放棄地については、農地中間管理事業による農地貸借のマッチングの推進や、里山としての管理保全制度の確立を目ざします。



基本目標 2

人が輝き安心して暮らせるまち

《生活安全》

1) 住宅・住環境の整備

市民生活の快適性の向上と住みやすい住環境の構築のため、公営住宅の計画的な改善を進めます。あわせて、身体障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、衣食住に関するサポート体制の構築を旨とします。

2) よりよい生活環境の整備

安全な水を安定して供給できるよう計画的な事業運営を行うとともに、水道未普及地域の解消を旨とした事業を進めます。

生活排水処理施設の整備は、公共下水道・集落排水・合併浄化槽等それぞれの特性を考え、地域に合った方法で整備を進めます。

3) 環境保全施策の充実

多様な環境問題の改善と、豊かな自然を次世代に引き継ぐため、市民・事業所・行政がそれぞれの役割を認識し、循環型社会の構築を図ります。

また、環境保全に対する意識をより一層高め、地球温暖化対策につながるごみの減量化と資源化等を推進します。

4) 各拠点地区の整備

都市計画区域については、その土地利用を適正に配分し、整備、開発、保全を推進します。

また、市民と行政が一体となり、優れた都市景観の保全整備に努め、潤いのあるまちづくりを推進します。

5) 道路網の整備

国道46号、105号、341号など交通基盤の整備を強化するため、国・県をはじめとする関係機関に働きかけるとともに、市内全域で均衡ある市道整備を計画的に進めます。

国道46号の第2仙岩トンネルを含めた地域高規格道路の整備促進を要望するほか、防災機能等を有するロード・ステーションの設置に努めます。

また、冬期間も含めた安全な通行が確保されるよう維持管理に努めます。

6) 防災・消防体制の充実

東日本大震災を踏まえた地震への対応や火山噴火・風水害対策を強化するため、地域防災計画の見直しや、避難所の収容能力の拡大や適正配置を図ります。あわせて、市内の防災拠点の整備を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に情報が市民に伝わる体制を確立します。

また住民主体の防災活動を推進するため、町内会等の自治組織を主体とした自主防災組織の育成に努めます。災害発生時に地域において迅速な対応が図れるよう、防災教育・訓練等を通じて、市民に自助、共助の防災意識の大切さを啓発し、地域や教育機関、事業者などが一体となった減災体制を構築します。

大規模かつ複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防団の整備強化を図るとともに、消火栓の設置や消防団用小型消防ポンプ積載車の更新を年次的に整備推進します。

本市には秋田駒ヶ岳や秋田焼山などの活火山があります。国内において火山活動の活発化が見受けられることから、「ハザードマップ」を作成し防災意識を高める取り組みを進めます。

7) 防犯対策と交通安全の推進

市民が犯罪の被害を受けることなく安全に安心して暮らせるようにするため、防犯協会、警察、関係機関・団体との連携を深め、各種防犯活動の推進と市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

市民を交通事故から守るため、防犯対策と同様に関係団体と連携を深め、交通安全運動の推進と意識の啓発に努めるとともに、良好な交通環境を整備します。

8) 公共交通機関の利便性の向上

秋田内陸縦貫鉄道については、関係自治体と一体となり利用客の増加に努め、交通事業者と連携し、バスの乗り継ぎなど利便性の向上に取り組めます。なお、引き続き通勤・通学者や高齢者の利便性を向上させる事業を展開するとともにダイヤ改正等の改善を要請します。

バス・デマンド交通については、交通弱者の移動手段として生活バス路線等の運行維持の支援・運行を行い、事業者並びに関係自治体と共にバス利用者ニーズの把握や利用促進対策を進めます。

JR 秋田新幹線については、田沢湖駅・角館駅へ全列車が停車するよう関係団体と連携を図りながら関係機関に働きかけます。

基本目標 3

優しさにあふれ健やかに暮らせるまち

《健康福祉医療》

1) 保健活動・健康づくりの推進

市民が健康で元気に生活できるよう、ライフステージに合わせた保健事業の推進に努めます。

また、市民と行政が協働で健康づくりに取り組む指針となる「けんこう仙北21計画」のもと、健やかで心豊かな生活を目ざし、健康意識の高い元気な地域づくりを進めていきます。

幼少期からの健康な生活習慣づくりを促すなど、多世代の健康ニーズに応じた市民の主体的な健康づくりを支援するほか、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みを強化することで、市民の健康寿命の延伸を図ります。

「こころの健康」への理解を高めるための正しい知識の啓発や相談支援体制を強化するほか、働く世代のメンタルヘルス対策等の充実など、市民の健康保持に努めます。

2) 医療体制の充実

2つの市立病院と市診療所を中心に市内の医療機関との連携を強化し、市民がいつでも必要なときに適切な医療が受けられ、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、体のケアから心のケアまで一貫したサービスが提供できる体制を整備します。

市立角館総合病院は、移転新築でより一層地域医療の中心的な役割を担うとともに、救急医療や災害医療の体制を強化します。また、予防接種の促進や感染症に関する知識の普及啓発、医療の安全管理体制等で指導的役割を果たすほか、医療の質の向上と地域医療の拡充を旨とします。

市立田沢湖病院は、主に本市の慢性期医療を担うため、障がい者施設等一般病床を継続し、大曲仙北二次医療圏で唯一の重度の肢体不自由者や医療行為の多い重度意識障害患者を受け入れる一方、診療報酬の改正に柔軟に対応した病院運営を図ります。また、今まで以上に地域の医療、福祉及び保健機関との連携を密にした在宅医療に取り組み、地域に必要とされる医療体制の整備・充実に努めます。

診療所は、地域において患者に最も身近な医療提供施設であることから、外来診療、往診、訪問診療はもちろん、地域包括ケアシステム確立のため市立病院と市内医療機関との連携体制を確保し、居宅等での療養支援や在宅医療に関する情報提供等を行うことで、地域医療の充実を図ります。

3) 地域福祉の向上

少子化と急速な高齢化、核家族化の進行などにより、社会的なつながりが希薄化し、家庭や地域社会のあり方が大きく変化してきています。

このため、市民総参加による地域福祉の推進を図り、社会福祉協議会やNPO、ボランティア等の協力を得て「やさしさあふれ元気なまちづくり」を目指します。

4) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと安心して暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、介護サービスの充実を図ります。

また、高齢者を社会全体で支える体制を整備し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

高齢者が自らの状況に応じた施設を選択できるよう、地域密着型サービス等のさまざまなニーズに合った介護保険施設の整備を進めます。あわせて、市の生活支援として行っている生きがい通所事業、冬期間の共同生活支援事業や除雪支援事業など各種事業を更に充実させ、安心・安全に暮らすことができるよう生活環境の改善と向上を図ります。

5) 地域包括ケアシステム※の実現

高齢化が進んでいる本市では、誰もが健康で安心して生活できる医療・福祉の整備は極めて重要となっています。

団塊の世代が75歳以上となる時期を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

※地域包括ケアシステム

保険者である市町村や県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作りあげていくサービス。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（中学校区程度）の区域として想定。

6) 児童福祉の充実

次代を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠から子育てに至るまで、ニーズに応じたきめ細やかな相談援助や支援サービスを提供できる体制の整備と充実を図ります。

また、健全な子どもの育成のため、家庭、福祉・教育関係機関、事業所及び地域等が一体となった支援体制の充実を図り、あわせて子育てを応援する職場づくりの意識啓発に努めます。

多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園と保育園のサービスを充実するとともに、地域ぐるみで子育てを支援する気運を高め、地域住民や事業所を巻き込んだ子育て支援活動を推進します。

7) 障がい者（児）福祉の充実

障害者総合支援法の制定により「地域社会と共生のまちづくり」を旨としていくことが求められています。

このため、障がい者本人を中心とする個別の支援をより効果的、効率的に行っていくための基盤づくりを進めます。

8) 母子（父子）福祉の充実

ひとり親家庭の生活基盤の安定と経済的な自立に向けた就業支援、相談体制の充実等の総合的な対策を促進し、福祉の向上を図ります。

多様な生活課題に対する相談や情報提供の強化と生活支援サービスに努めるとともに、就労支援や職業能力の開発などによって経済的自立を促進します。

また、母子・父子家庭の子どもの健全な育成を図るための支援を推進します。

9) 低所得者福祉の充実

低所得者が抱える課題に応じた支援を行い、その自立を図るとともにさらなる困窮を防ぐため、社会福祉協議会・ハローワーク・民生委員等の関係機関との連携のもと、生活困窮者自立支援法の適切な運用に努めます。

さらに、生活困窮者に対し健康で文化的な生活を保障するため、生活保護制度の適切な運用に努めます。

基本目標 4

自然と調和した潤いある暮らしを
実感するまち

《環境土地利用》

1) 自然・歴史的環境の保全と活用

本市の町並み保存の取組みは全国に先駆けており、昭和 51 年に角館地区が「重要伝統的建造物群保存地区」（文化財保護法）に選定されたことから始まり、今でも保存地区内の歴史的文化財の保存、継承が住民の努力により取り組まれています。これらの取組みの積み重ねを継承し策定された「仙北市景観条例」「仙北市景観計画」に基づき、市民との協働で自然・歴史的環境の保全に努めるとともに、希少な動植物や在来種を保護するなど、生物の多様性の確保にも取り組めます。

また、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるほか、自然と共生できる公園、環境教育や健康づくりの場として活用し、快適に自然を享受できるように混交林化・広葉樹化に努めます。

2) 公園・緑地の整備

公園や緑地は市民生活に潤いと安らぎを与え、災害時の避難場所として必要不可欠な社会資本であることから、計画的かつ効果的な整備改修と活用を進めます。

また、環境と調和しバランスのとれた施設整備に努め、安らぎや憩い、交流をもたらす空間の確保と充実を図るとともに、市民との協働による公園・緑地美化運動の推進を図ります。

3) 高度情報化の促進

民間との連携により、観光客や市民が容易にさまざまな情報を取得し、国内外に発信できるような情報インフラの整備を促進します。

地域や産業の活性化を図るため、観光や環境、防災などあらゆる分野で ICT（情報通信技術）の利活用を促進します。

4) 環境に優しい活動の推進

温室効果ガスの排出状況をはじめ、大気や水質、騒音等の環境情報を市民に提供するとともに、環境保全に向けた市民レベルの活動を積極的に支援します。

また、現在の美しい環境を保全するとともに、地域資源を活かした再生エネルギー利用や、地球や環境にやさしい活動に積極的に取り組み、環境と共生する持続可能な地域づくり、環境と調和したまちづくりに向けた活動を推進していきます。

5) 安全で快適な生活環境の保持

大気汚染や水質汚濁の対策を推進するとともに、周辺市町と連携し流域河川における水質浄化に取り組みます。

快適で美しいまちづくりを実現するため、市民や事業者のモラルの向上を促進します。

6) 農地・森林の多面的機能の保全

生産機能のみならず、生物の多様性保持や温暖化防止機能等の多面的機能を有する農地を保全するとともに、耕作放棄地の発生防止や解消を促進することにより、農村景観の保全維持に努めます。

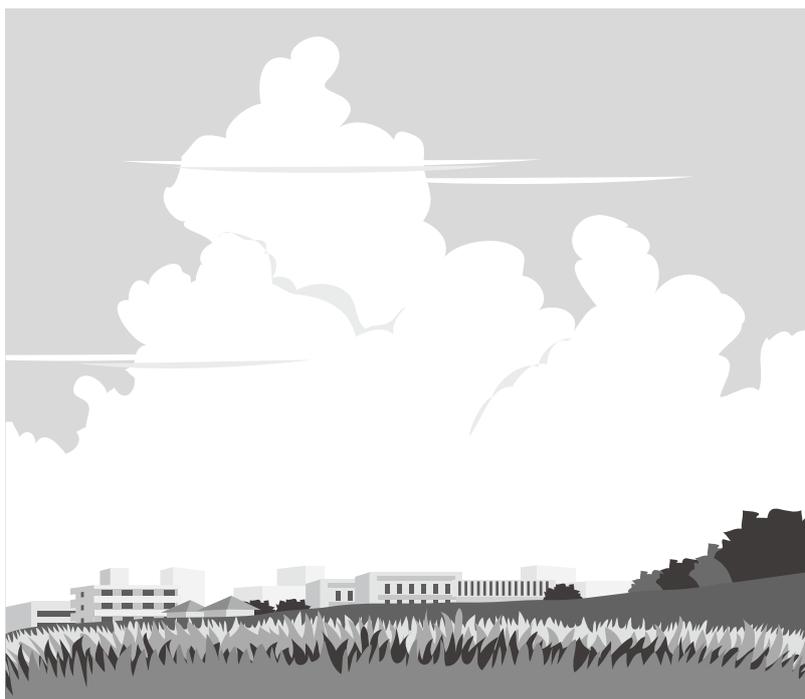
土地の保全や災害防止、貯水機能を有する森林を保全するため、民有林の整備に努めるほか、地域ぐるみでの森林整備を促進し、自然との共生を旨とします。

7) 田沢湖再生クニマス里帰りプロジェクト

山梨県西湖におけるクニマスの発見を契機とし、将来的なクニマスの里帰りや田沢湖の再生に向けた環境整備等に取り組み、環境保全意識の向上を図ります。

またクニマス未来館を拠点として、田沢湖やクニマスに関する歴史や文化など、環境をテーマとした新たなプログラムの構築・発信等を行うことにより、地域に新たな賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。

さらに、今後のクニマスの孵化・養殖技術の確立も見据えながら、田沢湖地区への孵化・養殖施設整備に向けた取り組みを進めます。



基本目標 5 個性豊かな心を育むまち

《教育文化》

1) 学校教育の充実

これからの急激な社会の変化に対応できる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和的発達を重視し、児童・生徒に「生きる力」をより一層育みます。

学校教育については、それぞれの特徴を活かした創意ある学習や教育活動を展開し、一人ひとりの学力や能力を伸ばすことはもとより、全体的な学力向上を図ります。

また、郷土の自然や歴史、文化、産業等との触れ合いを通じた「キャリア教育の視点を重視したふるさと学習」を推進します。

特に、郷土の先人の偉業を理解することにより、ふるさとに愛着と誇りをもち、将来にわたって地域に貢献する意欲を育て、仙北市の良さを内外に発信できる人材を育成します。

そのために、地域の自然や文化、人材を活用した体験活動を充実させるとともに、地域における世代間交流など、各学校の総合的な学習の時間の特色ある展開を支援します。学校が家庭や地域と一体となって教育を進めることで地域とのつながりを基盤とした安心・安全な教育環境を整備します。

特別支援教育では、インクルーシブ教育システム構築※のために、各学校で障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、校内の支援体制の強化を図ります。

自律心や思いやりの心など、豊かな人間性を育む道德教育を推進するとともに、いじめの未然防止や不登校児童・生徒への対応については、学校及び保護者、スクールカウンセラー等の専門家が組織的に対応できる体制を構築します。

読書活動の推進と環境整備を図り、児童生徒が言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにする機会を保障します。

これらの施策の具体化と効果的な実施のために、北浦教育文化研究所の機能を充実させるとともに、学校・保護者・地域住民・関係機関等との相互の連携を推進します。

児童・生徒数の減少を踏まえ、学区を再編し適正規模の学校を配置して、児童生徒に質の高い教育の場を提供していきます。

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

2) 生涯学習の推進

生涯にわたって自発的に学ぶ生涯学習の意義と必要性を踏まえ、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習社会の実現に向け、多様な学習機会の提供と情報発信に努め、学びの支援を推進します。

公民館や市民会館、図書館等の生涯学習関連施設を、誰もが安全、安心に利用できるよう施設の充実を図り、地域活動や学習活動の拠点として整備を進めます。

また、自ら学んだ学習や活動成果を生かせる機会や場を提供できる仕組みづくりに取り組みます。

3) 地域文化の振興と伝統文化の継承

ふるさとに根ざした豊かな自然と育まれてきた歴史・文化など、郷土遺産を守り伝えることはもとより、樺細工やイタヤ細工、飾山囃子、ささら、郷土民謡などの伝統文化・芸能を担う人材を継続的に育成することにより、文化が生活に息づき、個性が際立つまちづくりを目ざします。

また、地域での市民の文化活動への支援を推進し、市民とともに住みよいまちづくりに資する地域文化の活用を図ります。

4) スポーツの推進

仙北市体育協会や総合型地域スポーツクラブを支援し、競技スポーツや生涯スポーツを振興します。また、学校体育などにおける子どものスポーツ活動やスポーツ環境の充実を図ります。

さらに、市民のスポーツ振興を推進するため、生涯スポーツ活動や健康づくりを支援するとともに、高度なプレーを間近に観戦する機会を増やして、自らもスポーツを楽しみたいという機運を後押しするため、総合体育館の整備に取り組みます。

5) 歴史文化遺産の活用

藩政時代の町割りを基盤として、城下町が醸成した伝統と文化に基づく暮らしが独特の佇まいを生み出している角館の魅力は、ほかには見られない市民共有の貴重な財産です。その価値を市民自らが知り、ふるさとに誇りを持ち、歴史文化資産を大切にしまちづくりを推進します。

多様な利活用を通じて、武家屋敷の面的な保存を図るため、伝統的建造物群保存地区の整備を重点的に推進するとともに、内外への情報発信を強化します。

また、国指定天然記念物の「角館のシダレザクラ」や国指定名勝「桧木内川堤のソメイヨシノ」などは国を代表する文化財としての認識に立ち、保護、保存に取り組むとともに、桜に彩られたまちづくりを推進します。

基本目標 6

誇りある暮らしをつなぐまち

《移住定住》

1) 地域コミュニティの再生と育成

本市の人口は年々減少し、それに伴い人と人とのつながりが以前より希薄になりつつあります。地域コミュニティを再構築するために、さまざまな分野において市民や団体等が連携してまちづくりに主体的に関わること、市民一人ひとりがそれぞれの役割を理解し、力を合わせて支えあう体制を創ること、地域や世代・公私を越えた交流の促進を図ることなどを整える必要があります。

お互いに支え信頼しあいながら安心して生活できる環境をつくり、市民一人ひとりの地域に対する誇りや思いやりの心を醸成して、定住人口の確保に取り組んでいきます。

2) 出会い結婚、子育て支援

本市は若者流出に伴う子育て世代の減少に加え、未婚・晩婚化の進行等もあり年々出生数が減少しています。結婚を希望する独身男女のニーズに対して出会いや交流の場を創出するとともに、地域企業、団体等が主催する婚活イベント等を積極的に支援していきます。

また、あきた結婚支援センターの活用促進に向けたPRや結婚サポーターの育成等を通じて、地域における結婚支援の機運を醸成し、他市町村とも連携して婚姻数の増加を図ります。

多子世帯への経済的支援制度を創設するなど、子育て世代が理想とする子ども数を産み育てられる環境づくりを推進し、若者の定住化を図ります。

3) 居住の促進

定住人口を維持し、賑わいを取り戻すことを目指すことで、生活に根ざした商業・文化・教育・医療・福祉などの都市機能の拡充、公共交通機関の充実、広場など空間の整備などを通して生活拠点の充実を図ります。

特に、若者世代や子育て世代の地元定着を図るため、各種支援情報の提供や地元企業の魅力発信、魅力ある職場づくり、学生と地域の交流促進、相談機能の充実等を推進します。また、市外に出た若者が本市へ戻り、安定した生活をおくりながら活躍ができるよう、さまざまな就業機会の確保に努めるとともに、地域コミュニティへ参加しやすい環境の整備に取り組めます。

4) 移住・定住に向けた情報発信と受入体制の強化

本市にある資源を活用し、移住希望者を対象にしたお試し生活を提供するなど、定住化を促進させる取り組みを強化していきます。あわせて、移住希望者に向けた各種媒体を用いた総合的な移住情報発信を行い、求められる多様なライフスタイルに対応した受入体制の整備を図ります。

また、地域おこし協力隊を増員し、定住・定着を図りながら地域コミュニティの再生や地域の活性化に向けた取り組みを強化していきます。

5) 空き家の利活用

本市の魅力を感じていただき、移住を希望する方々をスムーズに受け入れるため、空き家の利活用をさらに促進させます。

空き家情報はもとより、地域生活情報や仕事情報、移住相談体制の整備、地域の人たちとの交流、移住サポートなど、市民・地域・関係団体・行政が一体となって受入体制を強化していきます。



基本目標 7

新たに創るゆめのまち

《地方創生》

1) 国有林野の利活用

市域の約6割を占める国有林野の貸付要件の緩和により、豚や家禽等の放牧など、これまで行われていない用途で活用する法人等の支援に取り組みます。あわせて、生産される畜産物や原材料を活用した6次産業化を推進します。

また、民有地とあわせた多様な活用方法について検討し、山林の荒廃を防ぎながら森林の再生のもとに地方創生に取り組んでいきます。

2) 近未来技術実証の推進

ドローンによる国有林野等を活用した技術実証を実施し、ドローン技術を活用した最先端の安心・安全なまちづくりを進めます。

成長が期待されるドローン関連企業の研究機関や先端技術産業の参入を促進し、新たな産業の創出に向けた体制づくりを進めます。また、市内における関連事業者の育成を促進し、若者の地元定着やふるさと回帰を可能とする職場づくりを推進します。

さらに、子どもたちが近未来技術に触れる機会を設けることで、未来を創造する人材育成を図ります。

3) 温泉による国際交流とヘルスケアの推進

玉川・乳頭・田沢湖高原・水沢などの豊富な泉質の温泉を核にした国際交流を推進するため、世界に向けて「Onsen」の認知度を高める取り組みを進めます。

世界で二つしかないラジウム系温泉の台湾台北市北投温泉と玉川温泉のつながりで締結している温泉協定を基に、本市を訪れる観光客の増加に取り組みます。

温泉療養と医療の連携を図り、地方創生特区制度である外国人医師による臨床修練制度の活用や、市民や旅行客のヘルスケアを推進し、温泉療養の保険適用を目指します。

さらに、玉川温泉における岩盤浴の冬期再開への取り組みを強化します。

4) 特区を活用した産業振興

地域活性化と雇用の創出につながる規制緩和のアイデアを広く募り、規制緩和事項を活用した産業振興の取り組みを推進します。

特区制度の特例措置を活用し、企業の機能移転や先端医療の研究機関など、研究部門を含んだ企業との連携や誘致を図り、新たな産業を創出して雇用を生み出し地域を活性化します。

特区に関連する法人の設立緩和を利用し、地域資源を活用した産業振興への取り組みを強化します。



基本目標 8

みんなが主役協働のまち

《住民参画交流》

1) 市民との協働・活動支援

市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる仕組みとして、市民・団体等と行政との役割や協働の基本的なルールなどを定めた、仙北市協働によるまちづくり基本条例に基づき、市民参加のまちづくりを推進します。

また、市民・団体等・行政の協働の意識づくりを推進するとともに、地域自治活動への支援による主体的な地域づくりや市民活動団体の活動理念、趣旨を尊重しながら、まちづくりのパートナーとして、その育成と活動支援に努めます。

そして「住みたくなるまちづくり日本一」を目指します。

なお、これらの活動をサポートするための環境整備を推進します。

2) 連携・交流の推進

市民との対話による市政運営を基本とし、地域コミュニティ活動や地区会議の充実、積極的な情報公開・情報交流などを図ります。住民一人ひとりが主体的・自主的に地域づくりに係わることができるよう地域自治を充実させるとともに、市民フォーラムなどの開催により地区間・世代間の交流の輪を広げます。

また、交流のある自治体をはじめ、姉妹都市や友好都市などとの連携を密にし、伝統文化や芸術文化、スポーツ等を通じた交流を展開することで、市民同士の地に足がついた交流を深めます。

さらに、市民の国際理解の深化による多文化交流社会の構築を目指すため、県内大学等のグローバルな人材を活用し、国際交流の促進に取り組みます。

3) 男女共同参画社会の形成

急速な社会の変化に伴い、多くの分野において従来の制度や考え方では収まりきらない課題が増えています。それらの解決のためには、あらゆる多様性を認め、受容し、尊重し、活かすことも必要です。それぞれの意欲と希望に応じた支援体制を図り、管理部門やプロジェクト・委員会等の方針決定の場で女性の参画を促進することにより、多様な人材が活躍できるよう取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識を見直すための機会を提供し、家庭では家族が協力し合って生活し、育児や介護等にもそれぞれが参加できる環境づくりを、職場では、多様な人材の活用による組織力の向上とともに一人ひとりの生活との調和が保たれた就業環境づくりを、そして地域では、多様性の宝庫であることを活かし、多くの方が参画や参加可能な環境づくりを促進します。

4) 自治体運営の効率化・高度化

事務事業の実施にあたっては、市民の福祉の増進を図ることを基本として、最小の経費で最大の効果を上げられるよう効率的かつ効果的な運用に努め、地域における資源を活用した事業展開を図るとともに、市民の満足度の向上を旨とした健全な自治体運営を推進します。

これと同時に、適材適所の人事配置に努めるとともに、効率的な組織編成を柔軟に行います。さらに、研修等を強化し、職員一人ひとりの資質の向上とコンプライアンスの徹底を図り、市民の要望等に即応できる体制を整え、業務の集中と専門化による組織の統廃合、再編を進め、統合庁舎移行時に、市長部局3部体制を旨とします。

また、新庁舎の建設や公共施設の適正配置については、市民活動の利便性などを考慮し、広く市民の意見を聞きながら進めます。

併せて、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化を図ります。その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進するため、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定します。統一的な基準による地方公会計を整備し、市民や議会に対して財務情報を開示し、財政運営の効率化・適正化を進めます。

なお、自治体運営の効率化・高度化に関する取り組み等については、広報、HP等多様な媒体を活用して、情報公開を推進します。

5) 市民協働の推進

多様化する地域ニーズや課題を解決するため、市民、NPO、企業などが積極的に公共的なサービス等の提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動できるよう、「新しい公共」※の推進に取り組みます。

町内会をはじめ地域運営体や地域団体との協働活動を成熟・発展させていくほか、新たな協働の担い手となる人材を育成するため、公募による協働事業の充実・強化を図ります。

※新しい公共

公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。

6) 持続可能な行財政基盤の確立と行政サービスの充実

市政の透明性を一段と高めるとともに、多様な情報媒体の活用により、市政情報を市民に提供し、情報の共有化を図ります。また、市の施策に対して市民の意見が適切にフィードバックされる双方向の広報・広聴に努めます。

行政組織の見直しや職員の資質・能力の向上など、効率的で機動的な行政体制の整備を図るほか、民間経営の視点と発想を取り入れ、成果を重視した効果的な行政経営システムを確立するとともに、ICT（情報通信技術）の活用を推進し、行政サービスの質や利便性の向上を図ります。

市民に財政状況をわかりやすく示しながら、適正な財源の確保や財政の健全性の維持を図るなど、自立度の高い財政運営に努めます。

事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直し、公共事業費規模の適正化に努め、将来にわたって持続可能な運営ができるよう財政の健全性を確保します。

